



世界の農業・農政

2014年農業法の実施状況と次期農業法の動向について —主要穀物の経営安定政策を中心として—

国際領域 主任研究官 勝又健太郎

現在、米国では2014年農業法に基づいて農家の経営安定政策が実施されていますが、同法の適用対象が2018作物年度に収穫された農産物までとなっていることから、議会において次期農業法が検討されています。本稿においては、このような状況を踏まえて、主要穀物（小麦、とうもろこし、大豆、コメ）を中心として、①現行の経営安定政策の概要と実施状況、②次期農業法（2018年農業法）の今後の動向について解説することとします。

1. 現行の経営安定政策の概要と実施状況

2014年農業法における主要穀物の主な経営安定政策は、価格所得政策と農業保険であり、その概要は以下のとおりです。

（1）価格所得政策

価格の変動に対応するものと収入の変動に対応するものの二種類があり、農家は作物ごとに各施策を選択することとなっています。

①価格損失補償（Price Loss Coverage：PLC）

価格が一定の基準価格を下回る場合に、両価格の差額を単価として支払いが実施されるもので、価格変動対応型の不足払い制度です。農家に対する支給額＝単価×単収×（基準面積×85%）と規定されています⁽¹⁾。単収としては、各年の実際の単収ではなく、過去の一定期間の平均単収（固定値）が利用されます。

②農業リスク補償（Agriculture Risk Coverage：ARC）

単位面積当たりの郡ベースの実収入額が郡ベースの基準収入額の86%を下回る場合に、基準収入額の10%を上限に支払いが実施されるもので、軽微な損失（基準収入額の76%～86%）を補償する収入変動対応型の支払いです。郡ベースの基準収入額は、価格の直近の5中3年平均に郡単収の直近の5中3年平均を乗じた額であり、実収入額は、当該年度の価格に郡の収穫単収を乗じた額です。農家に対する支給額＝（基準収入額（単位面積当たり）×86%－実収入額（単位面積当たり））×（基準面積×85%）と規定されています。

以上のように、PLCは各年の価格とリンクしているが作付面積と単収とはリンクしておらず、ARC

は各年の価格と単収とリンクしているが作付面積とはリンクしていないので、部分的にのみデカップルされた支払いと考えられます。

（2）農業保険

自然災害の影響による収量の減少や価格の低下による収入の減少という損害が発生した場合に、あらかじめ農家が選択した保証水準に基づき保険金を支払う制度です。連邦政府（農務省）の指導監督の下で運営されており、農務省と契約を結んでいる民間の保険会社が、農家に対して代理人を通じて保険商品を販売しています。農業保険に関する連邦政府の助成としては、農家の支払う保険料に係る補助金、保険会社に対する運営費用負担等が実施されています。（農家が選択する平均保証水準は75%であり、平均保険料補助率は62%です。）

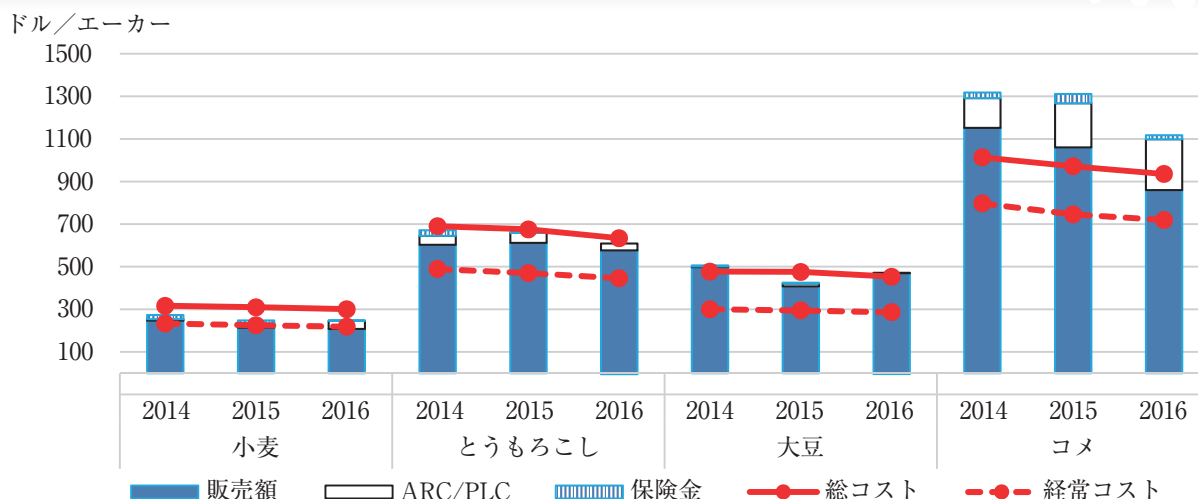
農業保険には、保険金の支払い要件が収量の減少である収量保険と当該要件が収量の減少や価格の低下による収入の減少である収入保険の二種類があります。収量保険は作物ごとの施策であり、収入保険は主に作物ごとではありますが、経営単位の施策もあります。重複を避けるために、ある作物について、作物別の収量保険と収入保険の両方に同時に加入することはできません。

（3）主要穀物の経営安定政策の実施状況

主要穀物の価格は、2012～2013年をピークに低下傾向にあり、2014年以降、ARCとPLCの支払いや農業保険金が支給されています。第1図のように米国の主要穀物の生産農家は、平均的に見て、経営安定政策による補てんがなければ、総コスト又は經常コストをカバーすることができない状況となっています。（經常コストとは総コストから家族労働、自作地地代、自己資本利子に係る機会費用を差し引いたもの。）また支給額は、作付面積に基づいた筆者による推計値です⁽²⁾。

2. 次期農業法の動向

主要穀物等の価格が低下傾向にあることから、農業界からは経営安定政策の維持・強化が要望されている一方で、2018年2月の大統領予算教書においては、財政支出削減の観点から、次期農業法における



第1図 主要穀物の経営安定政策の実施状況

資料：USDA/ERS, Data Products, USDA/FSA, ARC/PLC Program 及びUSDA/RMA, Summary of Business Report, Generator のデータより筆者作成。

経営安定政策等の改革が主に以下の点について提案されています。

①直接支払いの所得制限

現在は、連邦税に係る課税所得が90万ドル以内でなければARCとPLCの直接支払いは支給されないこととなっていますが、これを50万ドルに引き下げることで、また新たに農業保険の保険料補助についても当該所得制限の対象とすることとしています。

②支給額上限

現在は、農家一戸当たり複数の生産者がいる場合には、生産者ごとに支給額上限（12万5千ドル）が適用されていましたが、農家一戸当たりの生産者の数を一人に限定することとしています。

③農業保険の保険料補助金

現在の農業保険の保険料補助の平均補助率は62%ですが、これを48%に引き下げることであります。

④農業保険の保険引受利益

保険料徴収額が保険金支給額を上回り、保険引受業務の利益が生じた場合には、当該利益は連邦政府と保険会社の間で分配していますが、その利益の民間会社への分配率に現在よりも低い12%という上限を設定することとしています。

⑤保全留保計画

土壌保全等のために農地を長期に休耕した場合に、農家に地代相当の支払いが実施される施策です。農家への支払い水準を地代相当の80%に制限することとしています。

農業法は議会が起草し最終的に決定することから、上記提案の実現可能性は高くはないと考えられますが、今後、議会がどのように対応していくのが焦点となります。

また、以上の①～⑤のほか、今後、議会におい

て論点となり得る主な事項は、現在の経営安定政策の実施状況等を踏まえれば、以下のとおりになると考えられます。

価格所得政策については、

- ①ARCの基準収入額の算定方法を変更すべきかどうか（現在では過去5年間の単収や価格のデータを使用していますが、使用するデータの期間を5年以上に延ばすべきかどうか等）、
- ②ARCの基準収入額の86%という補償水準や基準収入額の10%という支給上限を変えるべきかどうか、
- ③PLCの基準価格を現在の水準より引き上げるべきかどうか。

また、保全留保計画については、休耕することが条件であるために実質的に生産調整の機能も果たしてきているので、過去の農業法の改正ごとに価格の動向に応じて当該計画に加入できる農地の総面積の上限を増減させてきています。現在、価格が低下傾向にあることから、上限面積を引き上げるかどうか論点となり得ます。

以上のことから、次期農業法において、たとえ大統領予算教書の提案に従って改革が実施される場合でも、財政支出削減の観点から大規模農家（高所得農家）に対する直接支払いの支給額を削減する等の変更にとどまり、経営安定政策に係る制度の枠組みを大きく変更するようなものにはならないと考えられます（2018年3月20日時点の状況）。

注(1) 基準面積とは、各農家の価格所得政策に係る直接支払いの支給額を計算するベースとなる作物別に一定値に設定された面積（過去の作付実績に基づき算定）のことです。

(2) 作物ごとの1エーカー当たりの支給額については、農務省の総コスト、経常コストのデータが作付面積1エーカー当たりの数値であることから、価格所得政策の直接支払い（ARC、PLC）の支給総額、農業保険の純保険金の支給総額を作付面積で除するという方法で推計しました。